

賢通第20-024号  
2020年4月10日

生徒の皆さん  
保護者の皆様

賢明学院高等学校 通信制課程  
校長 大原 正義

### 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策に伴うお知らせ

4月8日に国の緊急事態宣言の発令を受け、大阪府が教育機関に向け5月6日までの休業要請をしました。本校においても休業期間を5月7日まで延長と決めておりましたが、4月11日(土)以降は「登校日を設定しない」ことに決定いたしました。原則、自宅で過ごしてください。現在も、全国的に感染者数は増加しており、特に大都市部の大阪において増加する傾向にあり、今後も爆発的な感染拡大が懸念される状況です。

先日配布させて頂きました、健康調査票を必ず毎日記入し、日々の検温等で体調管理を徹底し、異常があれば速やかに適切な行動をとるようお願いいたします。

### 記

- 1 臨時休業期間を5月7日までとします。
- 2 登校時は必ずご家庭で検温してください。

次の連絡は4月24日(金)を予定しております。学校HP、KENMEI.infoにてお知らせいたします。今後も休業期間中に次のいずれかの症状があり、新型コロナ受診相談センター（帰国者、接触者相談センター）に相談する生徒については学校に必ず連絡をお願いします。

- \* 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合  
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
- \* 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

なお、24日以前にお伝えすることがある場合は随時、学校HP、KENMEI.infoにて連絡をさせていただきます。